

美都農村環境改善センター施設使用料金表 【平成26年4月1日】

使 用 区 分			使 用 時 間						超過1時間当たり	
種 別	面 積 m ²	収容人数	9～12	13～17	18～22	9～17	13～22	9～22	冷暖房	使用料
多 目 的 ホール	350.80m ²	550	7,710	10,280	10,280	18,000	20,570	28,280	1,285	2,570
研 修 室	39.60m ²	25	1,230	1,640	1,640	2,880	3,290	4,520	205	410
和 室	72.90m ²	50	2,160	2,880	2,880	5,040	5,760	7,920	360	720
会 議 室 1	32.40m ²	10	920	1,230	1,230	2,160	2,460	3,390	150	300
会 議 室 2	22.50m ²	4	610	820	820	1,440	1,640	2,260	100	200
舞 台	151.12m ²	100	2,460	3,290	3,290	5,760	6,580	9,050	410	820
視 聴 覚 室	35.67m ²	20	920	1,230	1,230	2,160	2,460	3,390	150	300
支所3Fホール			1,540	1,540	1,540	2,050	2,050	3,600	205	410
支所2F和室			1,020	1,020	1,020	1,540	1,540	2,050	150	300
支所調理室			770	770	770	1,020	1,020	1,540	100	200

1. 時間延長の場合、1時間ごとに超過料金を加算する。（30分を越えると1時間とみなす）

2. 市外居住者が使用する場合は、基本料金の5割増の料金とする。

3. 営利を目的とする場合は、使用料の10割増の料金とする。

4. 多目的ホール利用において特殊照明・音響設備を使用する場合、講演会関係はそれぞれの使用料の1割を、その他についてはそれぞれ使用料の2割を別途徴収する。なお、グランドピアノ使用料については、午前・午後・夜間それぞれ1,030円を徴収する

5. 冷暖房使用料については、使用料の5割を徴収する。

6. 2の市外居住者の使用料、4の特殊照明・音響設備及び5の冷暖房に係る使用料を含む使用料の総額において、10円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

7. 上記記載以外の使用料については、別に定めることとする。